

## 《研究成果報告》

# プロジェクト研究「学習障害児の実態把握，指導方法，支援体制に関する実証的研究」（平成11年度～平成14年度）

研究代表者 病弱教育研究部室長

篁 倫 子

### ＜研究の概要＞

#### 1. 研究の目的

国立特殊教育総合研究所での学習障害に係る先行研究をさらに深めると共に、「学習障害児に対する指導について（報告）」（平成11年7月）で提示された判断・実態把握基準の妥当性を検証することを目的に進められた。研究の主たる目的は以下の3点である。

- (1) 学習障害の実態把握の方法と判断の在り方を検討する。具体的には最終報告の判断・実態把握基準と手続きについて、その妥当性を検討する。
- (2) 個別の指導計画の作成、ティームティーチング（TT）の活用など、学習障害のある児童生徒への有効な指導方法、指導体制を検討する。
- (3) 学習障害のある児童生徒等への小・中学校での校内支援体制の構築とその過程について検討する。支援のリソースとして、通級指導教室、特殊学級、民間機関の活用等を検討する。

#### 2. 研究の進め方

教師、児童生徒が学ぶ学級、学校、教育委員会、および地域を対象かつ協力者とする実証的研究を旨とし、4年間に所外より27名および8機関の協力を得て進められた。

#### 3. 結果

##### 1) 実態把握の方法と判断

全国15県・政令指定都市に委嘱された「学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究」事業（文部科学省平成12年・13年度）と共同して研究を進めた。

##### (1) 学校における実態把握

児童生徒の実態把握は、教師による指導に基づいた学習状況の把握が基本となる。同時に、複数の人による観察がいかにも重要であり、巡回相談員などの校外からの専門家の参加が非常に有効であった。

特異な学習困難の把握については標準学力検査などの客観的手法も利用する。他方、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の基礎的学力の評価は、このような捉え方が教育の中で十分に浸透していないことや、標準化された検査法がないことにより、正確な評価には課題が残る。基礎的学力と教科学習を結びつける理解が必要となる。

##### (2) 校内委員会の役割

学習や生活において支援を必要としている児童生徒に気づき、実態把握を進め、その理解を職員間

で共有し、さらに指導にあたる教師を支援し、学校が組織的に問題解決に取り組めるようになるには「校内委員会」を機能させることが必須である。

### (3) 専門家チームの役割と学習障害の判断

学習障害を教育、心理学、医学等の諸側面から、総合的に判断することは妥当と考える。また、特異な学習のつまずきや聞く、話す、読む、書く等の基礎的学力は学習状況、学力検査、認知機能検査などを用いて総合的に評価することになるが、よりの確な評価方法と判断のあり方についてはさらに検討を要する。

専門家チームによる評価・判断は対象児童生徒や関係者との直接的な関わりを通してなされることが望ましい。専門家チームがその目的に叶った働きをし、機動性を備えるためには、チームへの複数の専門家の参加、市町村レベルでの設置などが必要となるだろう

また、学校への意見、助言は児童生徒にとって有益であることはもちろん、指導・支援を行う教師と学校にとっての支援となるものでなくてはならない。

## 2) 指導方法

### (1) 通常の学級での指導

児童生徒の認知特性に配慮した指導の工夫が有効である。その際、個別の指導計画の作成は対象児の状態像の理解に基づいた指導・支援方法を勘案していく上で重要である。

また、ティームティーチング（TT）による指導は対象児童生徒を含めた「気がかりな子ども」への個別的対応が可能になる方法として有効であった。さらに、学年内のチームによる指導は、児童生徒についての担任以外の教師の理解が促進され、学級編制や担任交替の場合にも継続的な支援が期待できる状況を作る。

### (2) 情緒障害通級指導教室での指導

通級指導教室での有効な指導を通常の学級でも般化できるようにすることが大切である。そのためには通級担当者が通常学級の担任と連携を深め、例えば巡回相談的な役割を担えるような支援体制と時間の保障が必要となろう。

### (3) 特殊学級及び通常の学級での指導

交流学級教師との情報交換と連携を通して担任が個別の指導計画を作成することで、より子どものニーズに応じた指導や支援に繋がった。また、特殊学級担任がTTとして交流学級に加わることは指導上の効果が大きいと考えられた。

### (4) 民間の指導機関における指導

民間機関の柔軟性を生かした個別的対応は子どもの学習に対する拒否感の軽減や、自尊心の向上に役立った。指導上の工夫の伝達、関係者間の情報交換など連携が重要である。

## 3) 支援体制

### (1) 校内の支援体制

校内委員会の構築と校内支援体制の充実には学校長のリーダーシップ並びに推進と調整の役を担う教師の存在が鍵となる。校内のリソースを発展的に活用し、加えて巡回相談員などの外部からの専門家の介入と支援を得ることが有効であった。巡回相談員は児童生徒の実態把握の支援、教師へのコンサルテーション、保護者への面談、専門家チームへの橋渡しなど、その働きは多面的で組織活性的な

ものとする。

## (2) 区市町村の支援体制

モデルとなる校内支援体制をいかに地域に広げ、継続させていくかは常に課題となるが、一つの方策として、区市町村の特殊学級担任を媒体として校内支援体制の学校間移転の取り組みは有効であった。

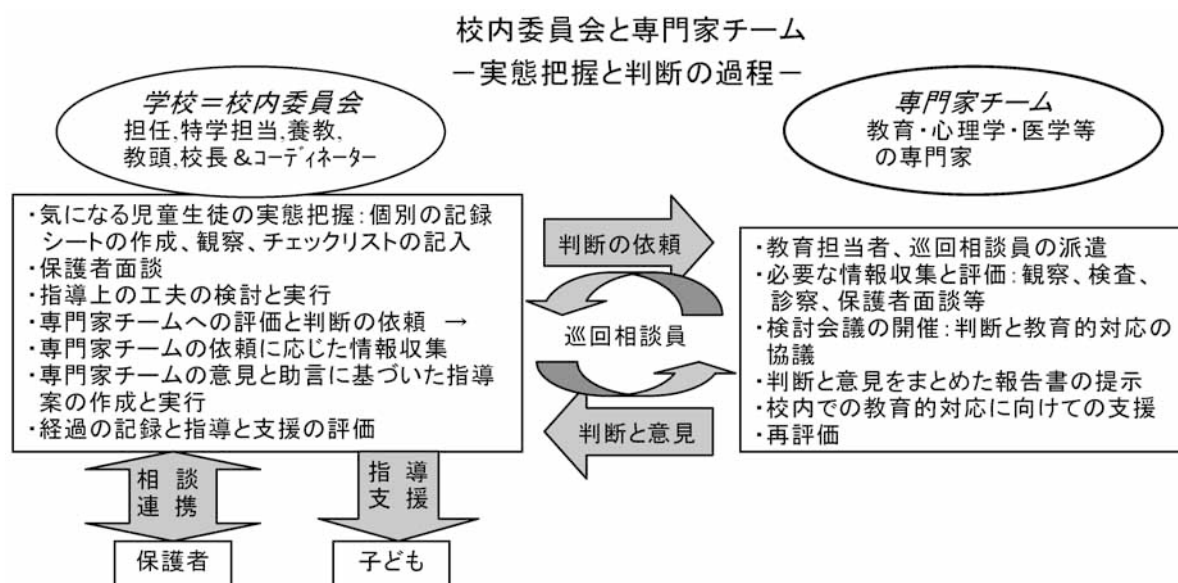
## (3) 都道府県の支援体制

情報・専門的知識の提供、専門研修の実施と開催の支援、コーディネーターや支援教師の育成、あるいは専門家チームの編成や巡回相談員の派遣の支援など、これらを教育センター、市町村教育委員会、養護学校等を支援していくことが都道府県の責務となる。

### <発表の概要>

#### 1. 実態把握と専門家チームの評価と判断

- 1) 学校での実態把握と指導・支援
- 2) 専門家、教育委員会の協力



#### 2. 校内支援体制づくり

##### 1) なぜ「校内委員会」(機能)を設置するのか

- ◇ 気になる児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解と指導・支援の計画、実行、評価
- ◇ 教職員間の理解、啓発 → 学校が組織的な支援を行うための母体
- ◇ 学級担任を支える
- ◇ 保護者との連携
- ◇ 外部(専門家チーム、巡回相談員、関係諸機関、地域)との連携

##### 2) 構成メンバーは?

学級担任、特殊教育担当教師、養護教諭、校長、教頭、「キーパーソン」など

### 3) コーディネーターとは？

校内委員会の推進役＝特別支援教育体制を推進するキーパーソン

- ◇ 校内の連絡・調整
- ◇ 関係諸機関との連絡・調整
- ◇ 保護者との連携の窓口

### 4) 推進のためのエッセンス？

- ◇ 管理職のリーダーシップ：学校経営方針の明確化
- ◇ 教員個々の専門性とコミュニケーション能力を高め、それを生かす教員配置
- ◇ 学校としての専門性と組織力を高める